富士市建設工事監督検査実務要覧　Ⅳ　新旧対照表（＿＿：改正部分）

名　　称	項 目	改 正 前	改 正 後
建設副産物情報交換システム　COBRIS（コブリス）	事務連絡	コブリスへの閲覧について（通知）	削除
土壌汚染対策法に規定する法第４条第１項の土地の形質の変更届	事務連絡	土壌汚染対策法に規定する法第４条第１項の土地の形質の変更届の徹底について	削除
富士市建設工事施工体制点検取扱要領	２（１）	請負代金の額が4,000万円（建設一式工事にあっては、8,000万円）以上のものについて実施するものとする。	請負代金の額が4,500万円（建設一式工事にあっては、9,000万円）以上のものについて実施するものとする。
デジタル工事写真の小黒板情報電子化（電子黒板）仕様書	（８）	上記の立会いにおいて電子黒板を使用する場合は、撮影前及び撮影後に監督員＿＿＿＿より立会い内容の確認を受けること。	上記の立会いにおいて電子黒板を使用する場合は、撮影前及び撮影後に監督員・検査員より立会い内容の確認を受けること。